

履行状況調査(書面調査)

(基本情報、はじめに、Ⅱ. 個別の取組について)

提出年月日

研究機関の名称			
e-Rad研究機関コード			
所在地	〒	—	
担当者連絡先1	課・係等名		氏名
	電話番号		FAX
	E-mail		
担当者連絡先2	課・係等名		氏名
	電話番号		FAX
	E-mail		

①研究機関種別		②従業者総数	
③研究者数			

【選択肢】

①の選択肢

1. 国立大学 2. 公立大学 3. 私立大学 4. 公立短期大学 5. 私立短期大学
6. 国立高等専門学校 7. 公立高等専門学校 8. 私立高等専門学校
9. 大学共同利用機関 10. 国の試験研究機関 11. 地方公共団体の試験研究機関
12. 独立行政法人(国立研究開発法人を除く) 13. 国立研究開発法人
14. 企業 15. 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人
16. その他

②③の選択肢

1. 10人未満 2. 10人以上～50人未満 3. 50人以上～100人未満
4. 100人以上～500人未満 5. 500人以上～1,000人未満
6. 1,000人以上～2,000人未満 7. 2,000人以上～3,000人未満
8. 3,000人以上～5,000人未満 9. 5,000人以上

(注1)本調査の回答に当たっては、「履行状況調査(書面調査)記入・提出要領」を必ず参照してください。

(注2)本調査には平成27年9月1日時点の状況を回答してください。

○はじめに

研究活動における不正行為に対し、文部科学省においては、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日、科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)を踏まえた厳格な対応を求めてきたところです。しかしながら、研究活動における不正行為の事案が後を絶たず、これらの不正行為が社会的に大きく取り上げられる事態となっていることから、平成26年8月26日、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)を策定し、本年3月31日までをガイドラインの適用のための集中改革期間としました。

研究活動における不正行為に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければなりません。ガイドラインでは、これに加えて、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を求めています。

このためには、自らの研究機関に所属する研究者や学生等の研究倫理意識をどのように醸成していくか、不正行為が起こりにくい環境をつくるためにどのような取組をしていくべきか等について、研究機関自らが考え、個々の研究機関の実情や特色等を踏まえ、必要な体制等の整備を図るとともに、不正行為を抑止する環境の整備等に関する自らの取組を評価、改善していく必要があります。

本履行状況調査では、各研究機関におけるガイドラインを踏まえた体制整備等の状況や他の研究機関の参考となる取組等を把握し公表(※)することにより、各研究機関における公正な研究活動の推進に資することを目的としています。

上記の目的に鑑み、各研究機関における現在の状況やガイドラインを履行する上での課題等を適切に把握できるよう、実態に基づいた御記入をお願いします。

(※)書面調査の結果については、研究機関全体の状況や傾向、他の研究機関の参考となる取組事例等を取りまとめて公表しますが、個別の研究機関名を公表することはありません。

履行状況調査（書面調査）（Ⅰ．取組方針等について）

研究機関の名称		e-Rad 研究機関コード	
---------	--	---------------	--

Ⅰ．取組方針等について

1．研究活動の不正行為に対する取組方針等

平成 26 年 8 月にガイドラインが策定されたことを踏まえ、貴研究機関においては、不正行為が起こりにくい環境を整備するために、どのような方針で臨み、どのような点に注力する必要があるとお考えになりましたか。貴研究機関における取組の方針や理念、重視していること等について記入（行動規範等を見直し又は策定している場合には、それについても言及すること。）してください。なお、ガイドラインの策定以前から方針を定め、取り組んでいる場合は、それも含めて記入してください。

（※）この設問は以下設問 5 まで関連します。

2. 研究活動における不正行為への対応等に係る体制の整備

貴研究機関においては、研究活動における不正行為に対応するため、上記「1. 研究活動の不正行為に対する取組方針等」で記入いただいたことを踏まえ、具体的にどのような体制を整備済み又は整備する予定ですか。個々の職位等の職務概要についても併せて記入してください。また、この体制を整備するに当たって、重視したことを記入してください。

(整備済み又は整備予定の体制)

(重視したこと)

3. 研究倫理意識の醸成に向けた取組

研究活動における不正行為を防止するためには、研究者等一人ひとりがこの問題を真摯に受け止めて、意識を変えていく必要があります。「1. 研究活動の不正行為に対する取組方針等」で記入いただいたことを踏まえ、研究者等の研究倫理意識を醸成していくためにどのような取組を実施中又は実施していく予定ですか。研究倫理教育に関しては、対象者（研究者、学生、貴研究機関に所属していない一時的に共同研究を行う者等）、学修内容、実施形式（個人学修、講義形式、討論形式等）、理解度の把握方法を含めて記入してください。また、貴研究機関として研究者等の研究倫理意識を醸成していくために、特に重視していることを記入してください。

(実施中又は実施予定の取組)

(特に重視していること)

4. 一定期間の研究データの保存・開示

研究活動における不正行為への対応に当たり、「1. 研究活動の不正行為に対する取組方針等」で記入いただいたことを踏まえ、一定期間の研究データの保存及び必要に応じた開示に関して、貴研究機関として取り組んでいることがあれば記入してください。

5. 研究活動における不正行為の防止に係る自主的な取組

研究活動における不正行為を防止するため、ガイドラインでは、研究倫理教育の実施や一定期間の研究データの保存・開示を掲げていますが、「1. 研究活動の不正行為に対する取組方針等」で記入いただいたことを踏まえ、貴研究機関として、これら以外に自主的な取組を実施中又は実施していく予定があれば、その内容を記入してください。

6. 検討を要する課題やガイドラインに関する意見等

研究活動における不正行為への対応に関して、貴研究機関において検討を要する課題や、ガイドラインに関する意見等があれば、記入してください。

II. 個別の取組について

1. 研究倫理教育

研究倫理教育の実施に関することについてお尋ねします。

(1) 研究倫理教育を実施する体制を整備していますか。

- a. 既に体制を整備済。
- b. 平成27年度末までに体制を整備する予定。
- c. 平成28年度以降に体制を整備する予定。
- d. 検討中であり、体制を整備する時期は未定。
- e. 体制を整備する予定はない。

(c、d、eを選択した場合はその理由を記入してください。)

(2) (1)でa、b、cを選択した場合、研究倫理教育を実施する体制について、あてはまるものに「○」を選択してください。(複数選択可)

- a. 機関全体を統括する研究倫理教育責任者の配置。
- b. 部局等ごとに研究倫理教育責任者の配置。
- c. 機関全体を統括する研究倫理教育に関する委員会等の組織の設置。
- d. 部局等ごとに研究倫理教育に関する委員会等の組織の設置。
- e. 機関全体を統括する研究倫理教育に関する事務局の設置。
- f. 部局等ごとに研究倫理教育に関する事務局の設置。
- g. 上記以外の研究倫理教育を実施する体制の整備。

(gを選択した場合は内容を記入してください。)

(3) 所属する研究者(貴研究機関を本務とする者)に対する研究倫理教育の実施について、あてはまるものを選択してください。

- a. 受講を義務付けている。
- b. 一部の研究者には受講を義務付けていない。
- c. 現時点では受講を義務付けていない。
- d. 該当する者が存在しない。

(4) (3)でb、cを選択した場合、受講を義務付けていない者について、あてはまるものを選択してください。

- a. 平成27年度末までに受講を義務付ける予定。
- b. 平成28年度以降に受講を義務付ける予定。
- c. 受講を義務付けるか否か未定。
- d. 受講を義務付ける予定はない。

(b、c、dを選択した場合は理由を記入してください。)

- (5) (3)でa、bを選択した場合、受講を義務付けている者について、あてはまるものを選択してください。

- a. 機関全体で共通の頻度で定期的を実施することとしている。
 b. 受講対象者によって頻度が異なるものの、定期的を実施することとしている。
 c. 定期的を実施することとしている部局等とそうでない部局等がある。
 d. 定期的を実施することとしていない。

(c、dを選択した場合は定期的を実施することとしていない理由を記入してください。)

- (6) 所属する研究者(貴研究機関以外に本務を有する者及び本務を有しない者)に対する研究倫理教育の実施について、あてはまるものを選択してください。

- a. 貴研究機関での受講を義務付けている。
 b. 貴研究機関以外での受講も含め、受講を義務付けている。
 c. 一部の研究者には受講を義務付けていない。
 d. 現時点では受講を義務付けていない。
 e. 該当する者が存在しない。

- (7) (6)でc、dを選択した場合、受講を義務付けていない者について、あてはまるものを選択してください。

- a. 平成27年度末までに受講を義務付ける予定。
 b. 平成28年度以降に受講を義務付ける予定。
 c. 受講を義務付けるか否か未定。
 d. 受講を義務付ける予定はない。

(b、c、dを選択した場合は理由を記入してください。)

- (8) (6)でa、b、cを選択した場合、受講を義務付けている者について、受講の頻度としてあてはまるものを選択してください。

- a. 機関全体で共通の頻度で定期的を実施することとしている。
 b. 受講対象者によって頻度が異なるものの、定期的を実施することとしている。
 c. 定期的を実施することとしている部局等とそうでない部局等がある。
 d. 定期的を実施することとしていない。

(c、dを選択した場合は定期的を実施することとしていない理由を記入してください。)

- (9) 研究支援人材に対する研究倫理教育の実施について、あてはまるものを選択してください。

- a. 受講を義務付けている。
 b. 一部の研究支援人材には受講を義務付けていない。
 c. 現時点では受講を義務付けていない。
 d. 該当する者が存在しない。

- (10) (9)でb、cを選択した場合、受講を義務付けていない者について、あてはまるものを選択してください。

- a. 平成27年度末までに受講を義務付ける予定。
 b. 平成28年度以降に受講を義務付ける予定。
 c. 受講を義務付けるか否か未定。
 d. 受講を義務付ける予定はない。

(b、c、dを選択した場合は理由を記入してください。)

- (11) (9)でa、bを選択した場合、受講を義務付けている者について、受講の頻度としてあてはまるものを選択してください。

- a. 機関全体で共通の頻度で定期的を実施することとしている。
 b. 受講対象者によって頻度が異なるものの、定期的を実施することとしている。
 c. 定期的を実施することとしている部局等とそうでない部局等がある。
 d. 定期的を実施することとしていない。

(c、dを選択した場合は定期的を実施することとしていない理由を記入してください。)

- (12) 学部学生(短期大学及び高等専門学校)の学生を含むに対する研究倫理教育の実施について、あてはまるものを選択してください。

- a. 在学中に受講を義務付けている。
 b. 一部の学部学生には受講を義務付けていない。
 c. 現時点では受講を義務付けていない。
 d. 該当する者が存在しない。

- (13) (12)でb、cを選択した場合、受講を義務付けていない者について、あてはまるものを選択してください。

- a. 平成27年度末までに受講を義務付ける予定。
 b. 平成28年度以降に受講を義務付ける予定。
 c. 受講を義務付けるか否か未定。
 d. 受講を義務付ける予定はない。

(b、c、dを選択した場合は理由を記入してください。)

- (14) 大学院学生に対する研究倫理教育の実施について、あてはまるものを選択してください。

- a. 大学院在学中に受講を義務付けている。
 b. 一部の大学院学生には受講を義務付けていない。
 c. 現時点では受講を義務付けていない。
 d. 該当する者が存在しない。

(15) (14)でb、cを選択した場合、受講を義務付けていない者について、あてはまるものを選択してください。

- a. 平成27年度末までに受講を義務付ける予定。
- b. 平成28年度以降に受講を義務付ける予定。
- c. 受講を義務付けるか否か未定。
- d. 受講を義務付ける予定はない。

(b、c、dを選択した場合は理由を記入してください。)

(16) (3)～(15)で記載した者以外に受講を義務付けている者がいる場合は、以下に記入してください。

(17) 履修記録簿等の方法により、貴研究機関として研究倫理教育の履修状況を把握していますか。

- a. 把握している。
- b. 平成27年度末までに把握する予定。
- c. 平成28年度以降に把握する予定。
- d. 検討中であり、把握する時期は未定。
- e. 把握する予定はない。

(c、d、eを選択した場合は研究倫理教育の確実、定期的な実施をどのように担保しているか記入してください。)

II. 個別の取組について

2. 一定期間の研究データの保存・開示

研究データの保存・開示に関することについてお尋ねします。

- (1) 研究データの保存及び必要に応じた開示を義務付けることを規定していますか。

- a. 規定している。
b. 部局等で対応が異なり、一部の部局等では規定していない。
c. 規定していない。

- (2) (1)でb、cを選択した場合、規定していない部局等について、あてはまるものを選択してください。

- a. 平成27年度末までに規定する予定。
b. 平成28年度以降に規定する予定。
c. 検討中であり、規定する時期は未定。
d. 規定する予定はない。

(b、c、dを選択した場合は理由を記入してください。)

- (3) (1)でa、bを選択した場合、研究データの保存・開示の義務について、所属する研究者等に周知していますか。

- a. 周知している。
b. 平成27年度末までに周知する予定。
c. 平成28年度以降に周知する予定。
d. 周知する時期は未定。
e. 周知する予定はない。

(c、d、eを選択した場合は理由を記入してください。)

- (4) (3)でa、b、cを選択した場合、研究データの保存・開示の義務の研究者等への周知方法について、あてはまるものに「○」を選択してください。(複数選択可)

- a. 研究倫理教育の中で周知。
b. 説明会の実施。
c. 掲示物や研究機関内のネットワーク上での周知。
d. ホームページでの周知。
e. 資料等の配布。
f. 電子メールでの周知。
g. その他。

(gを選択した場合は具体的な周知方法を記入してください。)

II. 個別の取組について

3. 特定不正行為への対応

特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程の整備及び公表についてお尋ねします。

- (1) 平成26年8月のガイドライン策定を踏まえ、特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程の整備や見直しをしていますか。

- a. 実施している。
b. 平成27年度末までに実施する予定。
c. 平成28年度以降に実施する予定。
d. 検討中であり、実施する時期は未定。
e. 実施する予定はない。

(c、d、eを選択した場合は記入欄に理由を記入してください。)

- (2) 平成26年8月のガイドライン策定を踏まえ、特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程を公表していますか。

- a. 実施している。
b. 平成27年度末までに実施する予定。
c. 平成28年度以降に実施する予定。
d. 検討中であり、実施する時期は未定。
e. 実施する予定はない。

(c、d、eを選択した場合は記入欄に理由を記入してください。)

- (3) 貴研究機関における、特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程の研究者等への周知方法について、あてはまるものに「○」を選択してください。(複数選択可)

- a. 研究倫理教育の中で周知。
b. 説明会の実施。
c. 掲示物や研究機関内のネットワーク上での周知。
d. ホームページでの周知。
e. 資料等の配布。
f. 電子メールでの周知。
g. 周知していない。
h. その他

(hを選択した場合は具体的な周知方法を記入してください。)

(4) 貴研究機関において、特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)以外に告発を受け付けて、調査することとしている行為について、あてはまるものに「○」を選択してください。(複数選択可)

- a. 二重投稿
- b. 不適切なオーサーシップ
- c. 利益相反
- d. 該当なし(特定不正行為のみ)
- e. その他

(eを選択した場合は該当する行為を記入してください。)

--

II. 個別の取組について

4. 相談や告発の受付等

特定不正行為の相談や告発の受付等について、各質問事項への回答としてあてはまるものを、以下の選択肢より選択してください。

なお、相談や告発の受付等については、必ずしも各質問事項で示された手法等に対応が限定されるものではなく、異なる手法等を採用している場合は、記入欄に貴研究機関における対応を記入してください。

- a. 規定又は実施している。
- b. 平成27年度末までに規定又は実施する予定。
- c. 平成28年度以降に規定又は実施する予定。
- d. 検討中であり、規定又は実施する時期は未定。
- e. 規定又は実施する予定はない。

(c、d、eを選択した場合は各質問に設けられた自由記述欄に理由を記入してください。)

- (1) 特定不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口を設置していますか。

- (2) 相談や告発の受付窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを定め、機関内外に周知していますか。

- (3) 相談者、告発者が相談や告発の方法を書面、電話、FAX、電子メール、面談など自由に選択できるように受付窓口の体制を整えていますか。

- (4) 相談や告発の受付を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないようにしていますか。

- (5) 調査・事実確認を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないようにしていますか。

- (6) 相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、その責任者として例えば理事、副学長等適切な地位にある者を指定し、その役割や責任の範囲を規定していますか。

- (7) 匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いができることとしていますか。

- (8) 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認することとしていますか。

- (9) 特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているという相談や告発については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認められたときは、被告発者に警告を行うこととしていますか。

- (10) 受付窓口に寄せられた相談や告発の相談者、告発者、被告発者、相談・告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底することとしていますか。

- (11) 悪意に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、告発には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、告発者に調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者の氏名の公表や懲戒処分等があり得ることなどを、内外に周知していますか。

- (12) 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしないこととしていますか。

- (13) 相当な理由なしに、単に相談や告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止しないことや、被告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしないこととしていますか。

- (14) 学会等の科学コミュニティや報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合は、当該特定不正行為を指摘された者が所属する研究機関に告発があった場合に準じた取扱いをすることとしていますか。

- (15) 特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている(特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。)ことを、当該特定不正行為を指摘された者が所属する研究機関が確認した場合、当該研究機関に告発があった場合に準じた取扱いをすることとしていますか。

II. 個別の取組について

5. 調査、認定、公表等

特定不正行為の調査等について、各質問事項への回答としてあてはまるものを、以下の選択肢より選択してください。

なお、調査、認定、公表等については、必ずしも各質問事項で示された手法等に対応が限定されるものではなく、異なる手法等を採用している場合は、記入欄に貴研究機関における対応を記入してください。

- a. 規定又は実施している。
- b. 平成27年度末までに規定又は実施する予定。
- c. 平成28年度以降に規定又は実施する予定。
- d. 検討中であり、規定又は実施する時期は未定。
- e. 規定又は実施する予定はない。

(c、d、eを選択した場合は各質問に設けられた自由記述欄に理由を記入してください。)

○予備調査

- (1) 自機関が調査を行う機関(以下「調査機関」という。)に該当する場合は、告発を受け付けた後速やかに、予備調査を行うこととしていますか。

- (2) 告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安を規定していますか。

- (3) 予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行うこととしていますか。

- (4) 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知し、また、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じ開示することとしていますか。

○本調査

- (5) 本調査を行う場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省にその旨報告することを規定していますか。

- (6) 本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間の目安を規定していますか。

- (7) 本調査に当たっては、自機関に属さない外部有識者を半数以上含む調査委員会を設置することとしていますか。

- (8) 全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならないこととしていますか。

- (9) 調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すこととしていますか。

- (10) (9)でa、b、cを選択した場合、告発者及び被告発者は、調査委員について、あらかじめ調査機関が定めた期間内に異議申立てをすることができることとしていますか。

- (11) (10)の異議申立てがあった場合、調査機関は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知することとしていますか。

- (12) 本調査に当たり、被告発者の弁明の聴取を行うこととしていますか。

- (13) 本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることとしていますか。

- (14) 貴研究機関が調査機関とは異なる研究機関で、告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関であった場合、調査機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることとしていますか。

- (15) 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮することとしていますか。

○認定

- (16) 本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間の目安を規定していますか。

- (17) 調査委員会は、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定された場合はその内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定することとしていますか。

- (18) 告発が悪意に基づくものであることの認定を行うに当たり、告発者に弁明の機会を与えることとしていますか。

- (19) 特定不正行為か否かの認定に当たっては、被告発者の自認を唯一の証拠とせず、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断することとしていますか。

- (20) 調査結果(認定を含む。以下同じ。)は速やかに告発者及び被告発者に通知すること、被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知することとしていますか。

- (21) 調査結果について、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規定していますか。

- (22) 特定不正行為と認定された被告発者は、あらかじめ調査機関が定めた期間内に、調査機関に不服申立てをすることができることとしていますか。

- (23) 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、その認定について、不服申立てをすることができることとしていますか。

- (24) 不服申立ての審査は調査委員会が行い、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査機関は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることとしていますか。

- (25) 特定不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、告発者に通知することとしていますか。

- (26) 特定不正行為の認定に係る被告発者からの不服申立てについて、調査委員会が再調査を開始した場合は、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに調査機関に報告し、調査機関は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知することとしていますか。

- (27) 悪意に基づく告発の認定に係る告発者からの不服申立てがあった場合、告発者が所属する機関及び被告発者に通知することとしていますか。

- (28) 悪意に基づく告発の認定に係る告発者からの不服申立てについて、調査委員会は、再調査を行い、その結果を直ちに調査機関に報告すること、調査機関は、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知することとしていますか。

- (29) 不服申立てに係る再調査の期間の目安を規定していますか。

- (30) 不服申立てがあった場合、不服申立てがあったこと、不服申立ての却下、再調査開始の決定、再調査の結果について、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規定していますか。

○調査結果の公表

- (31) 調査機関は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表することとしていますか。

- (32) 特定不正行為がなかった場合でも、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することとしていますか。

- (33) 悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表することとしていますか。

(34) 公表する調査結果の内容(項目等)を規定していますか。

○告発者及び被告発者に対する措置

(35) 特定不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、内部規程に基づき適切な処置をとるとともに、特定不正行為と認定された論文等の取下げを勧告することとしていますか。

(36) 告発が悪意に基づくものと認定された場合、当該告発者に対し、内部規程に基づき適切な処置を行うこととしていますか。